生産者通信
NPO法人
米ニケーションセンター
定価　100円（送料込）

片桐敏榮法律事務所 坂西哲昌 弁護士の

# 農家の法律相談 第8回

**【質問】**
私は稲作農家です。私は今年から山田錦を栽培し始めました。山田錦は初めて栽培するので、猛暑や台風などの自然災害リスクが非常に心配です。農作物共済（農業災害補償）の他に、民間が扱っている自然災害リスクをカバーする保険などがあれば教えてください。

**【回答】**
1　自然災害リスクをカバーするものとして、ご質問の中にあるように農作物共済（根拠となる法律は、「農業災害補償法」です）があります。これは、新潟県では、25ａ～35ａ以上の面積（面積は地域によって異なります）を水稲している方は、当然加入とされています。当然（強制的）加入ですので、共済掛金等の支払いも当然にしなければなりません。

余談になりますが、このように当然加入で共済掛金等の支払いが強制されることから、この共済掛金等の強制徴収について争われたことがあります。これについては、最高裁は、「農業共済組合が組合員に対して有するこれら債権について、法が一般私法上の債権にみられない特別の取扱いを認めているのは、農業災害に関する共済事業の公共性に鑑み、その事業遂行上必要な財源を確保するためには、農業共済組合が強制加入制のもとにこれに加入する多数の組合員から収納するこれらの金円につき、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制徴収の手段によらしめることが、もっとも適切かつ妥当であるとしたからほかにならない。」（最高裁判所大法廷昭和41年2月23日判例）と判示して、強制的に組合に加入させて共済掛金等を強制的に徴収することは必要であるとの判断をしました。

＊－＊－＊－＊－＊－＊－＊－＊－＊－＊

2　以上の農作物共済があるため、猛暑や台風などの農作物の自然災害リスクをカバーする民間の保険はあまり多くありませんが、気象変動により実際に損害が発生した場合にはその実際の損害額に基づいて保険金が支払われるという損害保険もあります。農作物共済に加入していなければ、この民間の保険に加入することを検討してみてもよいかもしれません。

この点に関して、ここ数年で、農業分野は6次産業化が進展しています。そして、この市場規模の拡大が見込まれることから、この6次産業化に併せた保険商品（金融商品を含む）等が販売されています。

主なものとしては、①直売所保険②気候デリバティブ（金融派生商品の一種）があります。

まず、①直売所保険は、直売所において店舗施設や農作物等を原因とする事故等が生じた場合に、直売所を運営する農業法人等が被る賠償責任や対象農作物の回収費用を補償する保険です。

次に、②天候デリバティブは、気象現象である気温、湿度、降雨量、降雪量、霜、風速、台風などを基準として条件（ストライク値）を定め、その条件を上回れば（または下回れば）自動的に保証額が支払われる権利（オプション）を取引するものです。例えば、気温が低いと需要が減るような産業と、逆に需要が増えるような産業の異なるリスクを、ストライク値によって互いに補償し合うことにより、自分の事業が天候によって受けた場合の損失を補填することが出来るようにするものです。もっとも、天候デリバティブはあくまでも金融派生商品の一種ですから、ある程度の知識がないと、さらなるリスクをおいかねませんので注意が必要です。

プロフィール

弁護士 坂西 哲昌
（片桐敏榮法律事務所
（三条市）所属）

新潟県燕市出身
平成19年日本大学大学院法務研究科卒業
平成21年弁護士登録
㈲エコ・ライス新潟取締役

米どころ新潟で日本一の農業派弁護士を目指す、悩める農家の味方。剣道三段。竹刀の代わりにペンと鍬で問題を解決。農家の皆さま、法律相談などお気軽にお越しください。
詳細はホームページで。

◇ ホームページアドレス ◇◇◇◇
http://nttbj.itp.ne.jp/0256347731/index.html

ご相談受付中！
「坂西哲昌弁護士の農家の法律相談！」
農業に関する疑問点や相談事など、どんな些細なことでもお答えします！秘密厳守、実名は伏せて掲載いたします。
お問い合わせ　0258-66-0070まで